

第 1 問 答案用紙<1>  
(租 税 法)

	受験番号シール貼付欄
$\frac{1}{2}$	

問題 1

問 1

事実①について、A社の平成26事業年度の法人税の確定申告上、A社が貸倒引当金勘定に繰り入れた金額のうち、政令で定めるところにより計算した限度額に4分の1を乗じた金額を超える部分の金額は、損金の額に算入されない（法人税法52条1項、2項）。

問 2

事実②について、B社の平成27事業年度の法人税の確定申告上、B社によるC社の株式の配当は、配当直前の帳簿価額により、B社からA社に対して譲渡したものとして取り扱われる（法人税法2条12号の6、12号の15、62条の5第3項）。

問 3

事実③について、B社の平成27事業年度の法人税の確定申告上、吸収合併によるB社からA社への資産等の移転は、当該合併に係る最後事業年度終了の時の帳簿価額により引継ぎをしたものとして取り扱われる（法人税法2条12号の8、62条の2第1項）。

問 4

事実④について、Pが平成28年分の所得税の確定申告書を提出する場合、当該上場株式はPの国外転出の時に、その転出の時点における価額3億円により譲渡があったものとみなされる（所得税法60条の2第1項1号）。

# 第 1 問 答案用紙<2>

## (租 税 法)

	受験番号シール貼付欄
2 — 2	

問題 2

番号	○×欄	記述欄
①	×	平成26事業年度のB社の所得の金額に対して、法人税法上の軽減税率の適用はない(法人税法66条6項2号イ)。
②	○	法人税法2条12号の18ロ
③	×	P社が受領した退職金は、所得税法に規定する課税標準としては「退職所得金額」に含まれる(所得税法22条1項, 30条1項)。
④	×	Pは、支払った120万円のうち70万円を、平成28年分の所得税の確定申告上、Pのその年分の総所得金額から控除することができる(所得税法73条1項)。
⑤	○	消費税法4条3項3号, 5条1項

## 【解答への道】

### I 合格ライン

第1問は、法人税法、所得税法及び消費税法の理論問題である。問題1の問1は、難易度の高い出題であった。問題1の問3、問4及び問題2の①、③、④は、平易な問題であった。問題1の問2及び問題2の②、⑤は、標準的な難易度であり、ここをどれだけ書けたかが勝負の分かれ目であろう。

制限時間等を加味して、第1問の合格ラインは6割程度と考える。

### II 答練との対応関係

問題 1	理論補強答練 第2回	問題 3
	直前答練 第3回	第1問 問題 1

問題 2	直前答練 第2回	第1問 問題 1
	直前答練 第3回	第1問 問題 2

**問題 1**

**問 1 貸倒引当金（法人税法）**

**1. 取扱い**

**(1) 法人税法52条〔貸倒引当金〕 1項抜粋**

内国法人が、個別評価金銭債権の貸倒れによるその損失の見込額として、各事業年度において損金経理により貸倒引当金勘定に繰り入れた金額については、当該繰り入れた金額のうち、政令で定めるところにより計算した金額に達するまでの金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

**(2) 法人税法52条〔貸倒引当金〕 2項抜粋**

内国法人が、一括評価金銭債権の貸倒れによるその損失の見込額として、各事業年度において損金経理により貸倒引当金勘定に繰り入れた金額については、当該繰り入れた金額のうち、政令で定めるところにより計算した金額に達するまでの金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

**2. 留意点**

過年度である平成26事業年度の取扱いが問われており、法学を体系的に学んでいない会計士受験生にとっては厳しい問題であった。そもそも、過年度の事例に、平成29年版の法令基準集を適用することに違和感を覚えたのではないだろうか。司法試験においては、このような問題が当然のように出題されるが、会計士試験では馴染みがない。

試験用参考法令基準集（29年）の「はしがき」を見ていただきたい。本書は「公認会計士試験の受験者の『参考』とするため」のものである。したがって、過年度が出題された場合にも、かまわず29年の条文を『参考』にして、過年度の根拠条文を推定により導き出せば良い。

また、本試験問題には「租税特別措置法及び租税条約は考慮しない」と明示されている。裏を返せば、施行令や改正法令附則（経過措置）は考慮しなければならないこととなる。ただし、根拠条文として記載することまでもは要求されていないであろう。仮に、計算問題において同様のことが問われれば、経過措置は当然に考慮することになる。

さて、貸倒引当金繰入金額の損金算入制度は、現在、中小法人等に適用が限定されているが、平成24年3月31日以前に開始する事業年度においては、中小法人等以外にもこの制度の適用が認められていた。改正の実施に伴い、法人税の負担増加の影響を緩和するために、繰入限度額を段階的に4分の3、4分の2、4分の1と逡減させていく経過措置が施された。本問における平成26事業年度は、この措置の4分の1の年度に該当する。

貸倒引当金は昭和25年の税制改正で制度化され、その後60年以上に渡って維持されてきた。それが中小企業等以外に限定されているとはいえ、廃止されてしまったのであるから、法人税法の体系・歴史にとっては重要な意義がある。試験委員の出題意図は、そこにあると考える。

**問 2** 適格現物分配（法人税法）

**1. 取扱い**

**(1) 法人税法2条〔定義〕12号の6抜粋**

現物分配（法人がその株主等に対し金銭以外の資産の交付をすることをいう。）

**(2) 法人税法2条〔定義〕12号の15抜粋**

適格現物分配 内国法人を現物分配法人とする現物分配のうち、その現物分配により資産の移転を受けるものがその現物分配の直前において当該内国法人との間に完全支配関係がある内国法人のみであるものをいう。

**(3) 法人税法62条の5〔現物分配による資産の譲渡〕3項抜粋**

内国法人が適格現物分配により被現物分配法人にその有する資産の移転をしたときは、当該被現物分配法人に当該移転をした資産の当該適格現物分配の直前の帳簿価額による譲渡をしたものとして、当該内国法人の各事業年度の所得の金額を計算する。

**2. 留意点**

現物分配が適格要件を満たせば、帳簿価額による譲渡をしたものとされ、譲渡損益課税が行われることはない。なお、適格要件は、①完全支配関係があること、②現物分配を受ける法人が内国法人であること、の2点である。

**問 3** 適格合併（法人税法）

1. 取扱い

(1) 法人税法2条〔定義〕12号の8抜粋

適格合併 次のいずれかに該当する合併で被合併法人の株主等に合併法人株式又は合併親法人株式のいずれか一方の株式以外の資産が交付されないものをいう。

イ 被合併法人と合併法人との間にいずれか一方の法人による完全支配関係がある場合

(2) 法人税法62条の2〔適格合併等による資産等の帳簿価額による引継ぎ〕1項抜粋

内国法人が適格合併により合併法人にその有する資産及び負債の移転をしたときは、当該合併法人に当該移転をした資産及び負債の当該適格合併に係る最後事業年度終了の時の帳簿価額による引継ぎをしたものとして、当該内国法人の各事業年度の所得の金額を計算する。

2. 留意点

合併が適格要件を満たせば、帳簿価額による引継ぎをしたものとされ、譲渡損益課税が行われることはない。なお、適格要件は、①企業グループ内での再編であること、②共同事業を行うための再編であること等である。

**問 4** 国外転出時課税制度（所得税法）

1. 取扱い

所得税法60条の2〔国外転出をする場合の譲渡所得等の特例〕1項抜粋

国外転出（国内に住所及び居所を有しないこととなることをいう。）をする居住者が、その国外転出の時ににおいて有価証券等を有する場合には、その者の事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算については、その国外転出の時に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額により、当該有価証券等の譲渡があったものとみなす。

一 納税管理人の届出をしないで当該国外転出をした日以後に当該年分の確定申告書を提出する場合 当該国外転出の時ににおける当該有価証券の価額に相当する金額

2. 留意点

平成27年に、国外転出時課税制度が導入された。これは、居住者が有価証券等の譲渡益に対して課税されない国に転出することにより、所得税の課税を回避することを防止するための規定である。

なお、所得税法33条等を根拠に4,000万円を取得費として、譲渡所得の金額の計算について論述するアプローチも考えられる。しかし、これだと上場株式にもかかわらず50万円の特別控除が適用される結果となってしまう。「租税特別措置法」の適用がない以上、解答としてはそれで正しいのだが、会計士試験において試験委員がそこまで要求しているとは思えない。したがって、国外転出時課税に絞って解答するのが無難であろう。

## 問題 2

### I. ①について

#### 1. 取扱い

法人税法66条〔各事業年度の所得に対する法人税の税率〕6項2号イ

内国法人である普通法人のうち各事業年度終了の時に於いて次に掲げる法人に該当するものについては、第二項の規定は、適用しない。

ニ 大法人（次に掲げる法人をいう。以下この号及び次号において同じ。）との間に当該大法人による完全支配関係がある普通法人

イ 資本金の額又は出資金の額が五億円以上である法人

#### 2. 留意点

法人税法の軽減税率の規定は、法人税法66条2項に規定されているが、同法同条6項により、適用外とされる法人が規定されている。本問において、B社はA社（資本金6億円）との間に完全支配関係があるため、法人税法上の軽減税率の適用がない。

### II. ②について

#### 1. 取扱い

法人税法2条〔定義〕12号の18ロ

恒久的施設 次に掲げるものをいう。

ロ 外国法人の国内にある建設作業場（外国法人が国内において建設作業等（建設、据付け、組立てその他の作業又はその作業の指揮監督の役務の提供で一年を超えて行われるものをいう。）を行う場所をいい、当該外国法人の国内における当該建設作業等を含む。）

#### 2. 留意点

本問におけるC社（外国法人）の日本国内における建設作業場は、期間が1年以下であるため、恒久的施設に該当しない。

### III. ③について

#### 1. 取扱い

(1) 所得税法22条〔課税標準〕1項

居住者に対して課する所得税の課税標準は、総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額とする。

(2) 所得税法30条〔退職所得〕1項

退職所得とは、退職手当、一時恩給その他の退職により一時に受ける給与及びこれらの性質を有する給与（以下この条において「退職手当等」という。）に係る所得をいう。

## 2. 留意点

P社が受領した退職金は、所得税法上「退職所得」として取り扱われる。そのため、課税標準としては「退職所得金額」に含まれることとなる。

## IV. ④について

### 1. 取扱い

#### 所得税法73条〔医療費控除〕1項

居住者が、各年において、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る医療費を支払った場合において、**その年中に支払った当該医療費の金額**（保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補てんされる部分の金額を除く。）の合計額がその居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の五に相当する金額（当該金額が十万円を超える場合には、十万円）を超えるときは、その超える部分の金額（当該金額が二百万円を超える場合には、二百万円）を、その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

### 2. 留意点

医療費控除の計算上、「医療費の金額」に含めることができるのは、「その年中に支払った医療費の金額」であるため、平成28年の所得税の確定申告上は、同年に支払った80万円から10万円を控除した70万円のみ、その年分の総所得金額から控除することができる。

## V. ⑤について

### 1. 取扱い

#### (1) 消費税法4条〔課税の対象〕3項3号

資産の譲渡等が国内において行われたかどうかの判定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める場所が国内にあるかどうかにより行うものとする。ただし、第三号に掲げる場合において、同号に定める場所がないときは、当該資産の譲渡等は国内以外の地域で行われたものとする。

三 電気通信利用役務の提供である場合 当該電気通信利用役務の提供を受ける者の住所若しくは居所（現在まで引き続いて一年以上居住する場所をいう。）又は本店若しくは主たる事務所の所在地

#### (2) 消費税法5条〔納税義務者〕1項

事業者は、国内において行つた課税資産の譲渡等（特定資産の譲渡等に該当するものを除く。第三十条第二項及び第三十二条を除き、以下同じ。）及び特定課税仕入れ（課税仕入れのうち特定仕入れに該当するものをいう。以下同じ。）につき、この法律により、消費税を納める義務がある。



## 2. 留意点

C社がPに対して行った電子通信回線を介した電子書籍の配信は、電気通信利用役務の提供である。内外判定基準につき、役務提供を受ける者の住所若しくは居所と規定されており（消費税法4条3項3号）、Pは日本国内に住所を有していることから、当該取引は課税の「国内において」行った課税資産の譲渡等に該当する。

また、Pは事業者ではないため、特定資産の譲渡等（消費税法2条1項8号の2）に該当しない。したがって、リバースチャージ（役務の提供を受けた者が納税義務を負う）は適用されず、C社が消費税の納税義務を負うこととなる。

## 第 2 問 答案用紙<1> (租 税 法)

1 6	受験番号シール貼付欄

**問題 1**

**問 1**

(単位：円)

当期純利益の金額	.....		
	加算すべき金額	減算すべき金額	
(租税公課についての申告調整)			
2. 租税公課に関する事項			
(1) について	, ,	22,500,000	
(2) について	, ,	, 172,000	
(3) について	103,400,000	, ,	
(4) について	128,037,000	, ,	
(5) について	1,200,000	, ,	
(前期分の修正申告事項についての当期の申告調整)			
3. 前期分の修正申告に関する事項			
(1) について	, ,	3,450,000	
(2) について	, ,	480,000	
(3) について	, , 0	, ,	
(受取配当等についての申告調整)			
A社株式の剰余金の配当	, ,	4,900,000	
B社株式の剰余金の配当	, ,	300,000	
(所得税額の控除についての申告調整)			
剰余金の配当に係る所得税・復興特別所得税	1,251,031	, ,	
社債の利子及び預金の利子に係る 所得税・復興特別所得税	, 208,896	, ,	
(減価償却についての申告調整)			
機械装置D	, 225,000	, ,	
器具備品E	, ,	, 55,250	
建物附属設備F	, 174,625	, ,	
一括償却資産	, 370,000	, ,	

## 第 2 問 答案用紙<2> (租 税 法)

2 6	受験番号シール貼付欄

	加算すべき金額	減算すべき金額
(引当金についての申告調整)		
賞与引当金	5,000,000	, ,
貸倒引当金	, ,	3,000,000
(有価証券の期末評価についての申告調整)		
H社株式	, ,	1,300,000
C社社債	,100,000	, ,
(役員給与についての申告調整)		
8. <u>役員給与に関する事項</u>		
(1) について	, , 0	, ,
(2) について	2,500,000	, ,
(資産の廃棄についての申告調整)		
製品J	4,500,000	, ,
機械装置K	3,600,000	, ,
(その他申告調整)	. . . . .	. . . . .
(法人税額の計算)		
所得金額	746,000,000	
法人税額	174,564,000	
所得税額及び復興特別所得税額の控除額	1,459,927	
中間申告法人税額	. . . . .	
納付すべき法人税額	. . . . .	

## 第 2 問 答案用紙<3> (租 税 法)

3 6	受験番号シール貼付欄

問 2

	加算すべき金額	減算すべき金額
(単位：円)		
(A社における申告調整)		
・平成29年3月期		
(1)について	, ,	120,000,000
(2)について	, ,	4,000,000
・平成30年3月期		
(3)について	140,000,000	, ,

問 3

	(単位：円)
第7期における欠損金の控除額	5,000,000
第8期に繰り越す欠損金額	7,000,000

## 第 2 問 答案用紙<4> (租 税 法)

4 6	受験番号シール貼付欄
--------	------------

問題 2

(単位：円)

[問] 1. 乙の合計所得金額について

雑所得の金額(公的年金等に係る部分)	, 440, 000	
雑所得の金額(公的年金等以外の部分)	XXX, XXX, XXX	
雑所得の金額(合計所得金額)		, 360, 000

[問] 2. 甲の確定申告について

(1) 所得金額の計算

(総合課税)

給与所得の金額		5, 448, 012
---------	--	-------------

事業所得	総収入金額	3, 400, 000	
	必要経費の額	XXX, XXX, XXX	
	青色申告特別控除	XXX, XXX, XXX	
	事業所得の金額		1, 200, 000

配当所得の金額	※ 別解 12, 530, 000	12, 500, 000
---------	-------------------	--------------

一時所得の金額		1, 500, 000
---------	--	-------------

(分離課税)

上場株式等に係る譲渡所得の金額		, 600, 000
-----------------	--	------------

一般株式等に係る譲渡所得の金額		△ , 500, 000
-----------------	--	--------------

(2) 所得控除の計算

寄附金控除		, 48, 000
-------	--	-----------

扶養控除		, 760, 000
------	--	------------

その他控除 . . . . .

## 第 2 問 答案用紙<5> (租 税 法)

	受験番号シール貼付欄
5 6	

(3) 課税所得金額の計算

課税総所得金額 17,000,000

上場株式等に係る課税譲渡所得の金額及び  
一般株式等に係る課税譲渡所得の金額の合計額 , 600,000

(4) 税額計算

課税総所得金額に対する所得税額 4,074,000

上場株式等に係る課税譲渡所得の金額に対する所得税額及び  
一般株式等に係る課税譲渡所得の金額に対する所得税額の合計額 , 90,000

(5) 税額控除

配当控除 ※ 別解 873,000 , 870,000

## 第 2 問 答案用紙<6> (租 税 法)

6 6	受験番号シール貼付欄

問題 3

問 1

(単位：円)

[問] 1. 課税売上割合の計算

- |                                  |               |
|----------------------------------|---------------|
| (1) 課税売上額(免税売上及び非課税資産の輸出等を含まない。) | 2,360,000,000 |
| (2) 免税売上額(非課税資産の輸出等を含まない。)       | ,735,500,000  |
| (3) 非課税資産の輸出等の金額                 | , ,500,000    |
| (4) 非課税売上額(非課税資産の輸出等を含まない。)      | ,27,000,000   |
| (5) 課税売上割合の計算式の分子の額              | 3,096,000,000 |
| (6) 課税売上割合の計算式の分母の額              | 3,123,000,000 |

[問] 2. 課税仕入れ等に係る消費税額の計算

- |                                                   |              |
|---------------------------------------------------|--------------|
| (1) 課税仕入れ等に係る消費税額のうち課税資産の譲渡等にのみ要するもの              | ,121,252,950 |
| (2) 課税仕入れ等に係る消費税額のうちその他の資産の譲渡等にのみ要するもの            | , ,1,260     |
| (3) 課税仕入れ等に係る消費税額のうち課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの | ,12,703,950  |

[問] 3. 課税標準額に対する消費税額 ,148,680,000

[問] 4. 納付すべき消費税額の計算

- |                            |              |
|----------------------------|--------------|
| (1) 控除対象仕入税額               | ,133,702,821 |
| (2) 貸倒れに係る税額               | , ,472,500   |
| (3) 中間納付額(前課税期間の実績によっている。) | ,9,450,000   |
| (4) 納付すべき消費税額              | . . . . .    |

問 2

(単位：円)

[問] 1. 平成26年中に取得した資産の用途転用に伴う消費税額の調整額 ,441,000

[問] 2. 平成27年中に取得した資産の用途転用に伴う消費税額の調整額 △,94,500

## 【解答への道】

### I 合格ライン

第2問は、法人税法、所得税法及び消費税法の計算問題である。全体として問題量が多く、第1問と合わせ制限時間内に解ききるのは困難と思われる。しかしながら、租税法の計算練習に力を入れてきた受験生にとっては、高得点も可能な問題であった。

問題1 法人税法は、3問構成となっている。問2及び問3は難易度が低かったため、問1で時間のかかってしまう論点より先に解くのが正解だったであろう。判断に迷う箇所がいくつかあったものの、学習量・理解度が得点に反映されやすい標準的な問題であった。難易度の低い租税公課、減価償却、有価証券の期末評価、問2及び問3を中心に、配点箇所30箇所中16箇所程度を正解したい。

問題2 所得税法は、源泉徴収税額表から試行錯誤的に徴収額を読み取る必要があったり、上場株式等に係る配当を総合課税にするか、申告不要にするかの判断が困難であったりと、難易度の高い問題であった。雑所得、事業所得、一時所得、寄附金控除、課税総所得金額に対する所得税額などの難易度の低い配点箇所をしっかりと得点し、15箇所中7箇所程度を確保できれば十分と考えられる。

問題3 消費税法は、製造原価報告書を含む財務諸表が問題文に与えられており、やや見慣れない形式の出題であった。また、非課税資産の輸出や譲渡損益調整資産の転用など出題頻度の低い論点や、商品代金の貸付金への振替後の貸倒れという判断に迷う内容の出題があった。しかしながら、いずれも他の処理に影響のないように、解答欄が工夫されていたり別問になっていたため、当該論点を正答できなくても得点を重ねることは可能であった。問1の売上げの分類や問2のその他の資産の譲渡等にも必要とするもの、問3の課税標準額に対する消費税額及び問4の中間納付額といった難易度の低い箇所を正答し、15箇所中7箇所を確保できれば十分と考えられる。

第2問の合格ラインは5割程度と考える。



## II 答練との対応関係

<b>問題 1</b>	基礎答練	第1回	第2問	
	直前答練	第3回	第2問	問題1
	全国公開模試	第1回	第2問	問題1
	全国公開模試	第2回	第2問	問題1

<b>問題 2</b>	基礎答練	第1回	第1問	問題1
	応用答練	第2回	第2問	問題2
	全国公開模試	第2回	第2問	問題2

<b>問題 3</b>	応用答練	第1回	第2問	問題3
	応用答練	第2回	第2問	問題3
	直前答練	第3回	第2問	問題3

**問題 1** 法人税法

**問 1**

I. はじめに

まず、資本金・業種の確認をする。本問では、当社は食料品の製造販売を事業とする、期末資本金が1億円超の法人に該当する。

II. 別表4の作成

1. 当期利益の額

損益計算書上の当期純利益の金額を記載する（本問では考慮する必要はない）。

2. 租税公課

- (1) 事業税は申告した事業年度の損金となるため、前期確定分の事業税は別表4で減算する。
- (2) 当期に費用計上した納税充当金の繰入額は費用の見積計上であり債務未確定であるため、損金の額に算入されない。
- (3) 本問において損金不算入となる租税公課等は次のとおりである。

- |                                                                                                      |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ol style="list-style-type: none"><li>① 過少申告加算税</li><li>② 延滞税</li><li>③ 延滞金（納期限延長に係るものを除く）</li></ol> |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------|

- (4) 法人税等調整額について、当期純利益の計算上減算されているため、別表4において加算する。

【計算過程】 (単位:円)

1. (1) について

納税充当金支出事業税等

22,500,000 (減算)

2. (2) について

(1) 納税充当金支出事業税等

384,000 (減算)

(2) 損金経理附帯税

$195,000 + 13,000 + 4,000 = 212,000$  (加算)

(3) (1) + (2) = 172,000 (減算)

3. (3) について

(1) 損金経理納税充当金

122,000,000 (加算)

(2) 納税充当金支出事業税等

18,600,000 (減算)

(3) (1) + (2) = 103,400,000 (加算)

4. (4) について

損金経理納税充当金

128,037,000 (加算)

5. (5) について

法人税等調整額

1,200,000 (加算)

### 3. 前期分の修正申告

- (1) 前期の修正申告において、売上計上漏れの加算調整及び仕入計上漏れの減算調整を行っている。当期において会計上、売上計上及び仕入計上が行われたため、税務上、前期修正申告の調整額の認容を行う。
- (2) 前期の修正申告において、前期の資本的支出について、固定資産の新規取得及びその償却の税務調整が行われている。当期において何ら会計処理が行われていないため、税務上引き続きその償却費について認容処理を行う。
- (3) 前期の修正申告における交際費は社外流出項目であるため、当期の所得計算に影響を及ぼさない。

#### 【計算過程】 (単位：円)

##### 1. (1) について

- (1) 前期売上計上漏れ認容

12,000,000 (減算)

- (2) 前期仕入計上漏れ認容

8,550,000 (加算)

- (3) (1) + (2) = **3,450,000 (減算)**

##### 2. (2) について

- (1) 前期の調整 (減価償却超過額)

$3,000,000 - 3,000,000 \times 0.200 = 2,400,000$  (前期に加算)

- (2) 減価償却超過額認容

$0 - (0 + 2,400,000) \times 0.200 = \triangle 480,000 < 2,400,000 \therefore 480,000$  (減算)

##### 3. (3) について

調整なし

#### 4. 受取配当等

(1) 受取配当等の益金不算入額の計算方法は、次のとおりである。

- ① 完全子法人株式等  
配当等の額
- ② 関連法人株式等  
配当等の額 - 控除負債利子
- ③ その他の株式等  
配当等の額 × 50%
- ④ 非支配目的株式等  
配当等の額 × 20%
- ⑤ ①+②+③+④ = 「受取配当等の益金不算入額」 (減算)

(2) 完全子法人株式等

「完全子法人株式等」とは、配当等の額の計算期間を通じて内国法人との間に完全支配関係があった他の内国法人（公益法人等及び人格のない社団等を除く。）の株式等をいう。

(3) 関連法人株式等

「関連法人株式等」とは、次の要件をいずれも満たす株式等をいう。なお、本問ではA社株式が該当する。

- ① 内国法人の保有株式数 > 他の内国法人の発行済株式等の総数 × 1 / 3  
(自己株式を除く)
- ② 配当等の額の計算期間の初日からその計算期間の末日まで継続して 1 / 3 超を保有  
(計算期間が6月以上の場合には基準日以前6月以上継続保有)

(4) 非支配目的株式等

「非支配目的株式等」とは、基準日において株式保有割合が5%以下の株式等が該当する。本問では、B社株式が「非支配目的株式等」に該当する。非支配目的株式等には、継続保有要件は付されていない。なお、その判定に当たっては、短期所有株式は控除する。

(5) その他の株式等

「その他の株式等」とは、他のいずれにも該当しない株式等（持株割合5%超1 / 3以下）をいう。なお、その他の株式等には、継続保有要件は付されていない。

(6) 短期所有株式等

配当等の額の支払に係る基準日以前1月以内に取得し、かつ、その基準日後2月以内に譲渡した株式等を「短期所有株式等」という。この短期所有株式等に係る配当等の額は、受取配当等の益金不算入の対象とはならない（B社株式）。

$$\textcircled{1} \text{ 短期所有株式数 } P = E \times \frac{C \times \frac{B}{A+B}}{C+D} = E \times \frac{B}{A+B} \times \frac{C}{C+D}$$

A : 配当等の支払いに係る基準日から起算して1月前の日において有する株式等の数  
B : 配当等の支払いに係る基準日以前1月以内に取得した株式等の数  
C : 配当等の支払いに係る基準日において有する株式等の数  
D : 配当等の支払いに係る基準日後2月以内に取得した株式等の数  
E : 配当等の支払いに係る基準日後2月以内に譲渡した株式等の数

$$\textcircled{2} \text{ 短期所有株式等に係る配当等の額 } \cdots \cdots \text{ 対象となる配当等の額 } \times \frac{P}{C}$$

【計算過程】（単位：円）

1. A社株式の剰余金の配当（関連法人株式等）  
 $5,000,000 - 100,000 = 4,900,000$ （減算）
2. B社株式の剰余金の配当（非支配目的株式等）
  - (1) 配当等の額  
 $3,000,000 - 1,500,000(\text{※}) = 1,500,000$   
※ 短期所有株式等に係る配当等の額
    - ①  $6\% \times \frac{3\%}{3\% + 3\%} \times \frac{6\%}{6\% + 0\%} = 3\%$
    - ②  $3,000,000 \times \frac{3\%}{6\%} = 1,500,000$
  - (2) 益金不算入額  
 $1,500,000 \times 20\% = 300,000$ （減算）

## 5. 所得税額控除

- (1) 計算は元本の種類ごとに行う。元本は、①株式出資、②受益権及び③その他の3種類に区分する。
- (2) ①株式出資、②受益権の2区分については、計算期間中に増加がある場合には、按分計算が必要である。
- (3) 個別法による控除税額の計算は、次のとおりである。

$\begin{aligned} & \text{配当等につき} && \frac{\text{分母のうち同一期間所有元本数}}{\text{計算期間末日の元本数}} \\ & \text{課された所得税額} && \times \\ & && \times \frac{\text{分母のうち元本所有期間の月数}}{\text{配当等の計算期間の月数}} \quad (\text{小数点3位未満切上}) \end{aligned}$
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(注1) 月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数は1月とする。

(注2) 分数式を先に処理する。

- (4) 簡便法による控除税額の計算は、次のとおりである。

$\begin{aligned} & \text{配当等につき} && \frac{A + (B - A) \times \frac{1}{2}}{B} \quad (\text{小数点3位未満切上}) \\ & \text{課された所得税額} && \times \end{aligned}$
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(注1) A：配当等の計算期間の初日に所有していた元本の数

B：配当等の計算期間の末日に所有していた元本の数

(注2) 分数式は「1」を上限とする。

(注3) 「個別法」と同様に、分数式を先に処理する。

- (5) 所得税額控除の税額は別表4で加算するとともに、別表1で税額控除する。
- (6) 株式出資のうち、按分計算が必要となるものはA社株式及びB社株式に係るものである。

【計算過程】 (単位:円)

1. 剰余金の配当に係る所得税・復興特別所得税

(1) 個別法

① A社株式

$$1,021,000 \times \frac{70}{100} + 1,021,000 \times \frac{30}{100} \times \frac{11}{12} (0.917) = 995,577$$

② B社株式

$$612,600 \times \frac{3\%}{6\%} \times \frac{9}{12} (0.75) + 612,600 \times \frac{3\%}{6\%} \times \frac{1}{12} (0.084) = 255,454$$

③ 合計

$$\text{①} + \text{②} = 1,251,031$$

(2) 簡便法

① A社株式

$$1,021,000 \times \frac{70\% + (100\% - 70\%) \times \frac{1}{2}}{100\%} (0.85) = 867,850$$

② B社株式

$$612,600 \times \frac{1}{2} = 306,300$$

③ 合計

$$\text{①} + \text{②} = 1,174,150$$

(3) 有利判定

$$(1) > (2) \therefore 1,251,031 \text{ (加算)}$$

2. 社債の利子及び預金の利子に係る所得税・復興特別所得税

$$55,746 + 153,150 = 208,896 \text{ (加算)}$$

3. 1. + 2. = 1,459,927 (別表1で控除)



## 6. 減価償却

### (1) 機械装置D

部品を特に品質の高いものへ取替えたことによる取替費用のうち、通常の見直しに要する費用を超える部分は、資本的支出に該当する。

### (2) 器具備品E

当期に償却不足額が生じるため、繰越償却超過額の範囲内において認容減算を行う。

### (3) 建物附属設備F

本体部分は定率法により償却を行うのに対し、資本的支出部分は平成28年4月1日以後取得・事業供用であるため、定額法により償却を行う。

### (4) 一括償却資産

当期取得分は償却超過額が発生するのに対し、前期取得分及び前々期取得分は取得年度において発生し、当期に繰り越された償却超過額が当期に認容減算される。

【計算過程】 (単位：円)

#### 1. 機械装置D

$$(900,000 - 650,000) - (900,000 - 650,000) \times 0.200 \times \frac{6}{12} = 225,000 \text{ (加算)}$$

#### 2. 器具備品E

$$50,000 - (200,000 + 221,000) \times 0.250 = \triangle 55,250 < 221,000 \quad \therefore 55,250 \text{ (減算)}$$

#### 3. 建物附属設備F

##### (1) 本体

$$200,000 - 1,670,000 \times 0.167 = \triangle 78,890 \text{ (切捨)} \quad \therefore \text{調整なし}$$

##### (2) 資本的支出

$$250,000 - 1,500,000 \times 0.067 \times \frac{9}{12} = 174,625 \text{ (加算)}$$

#### 4. 一括償却資産

##### (1) 当期分

$$3,300,000 - 3,300,000 \times \frac{12}{36} = 2,200,000 \text{ (加算)}$$

##### (2) 前期分

$$2,460,000 \times \frac{12}{36} = 820,000 \text{ (減算)}$$

##### (3) 前々期分

$$3,030,000 \times \frac{12}{36} = 1,010,000 \text{ (減算)}$$

##### (4) (1) + (2) + (3) = 370,000 (加算)

## 7. 引当金

### (1) 賞与引当金

- ① 前期に会計上計上され、税務上否認された賞与引当金は、当期支給時に損金算入される。
- ② 法人税法上、賞与引当金の計上は認められないため、当期繰入額は損金不算入となる。

### (2) 貸倒引当金

- ① 前期に会計上計上され、税務上否認された貸倒引当金は、当期貸倒れ時に損金算入される。
- ② 法人税法上、中小法人であるなど一定の場合を除き、貸倒引当金の計上は認められないため、当期繰入額は損金不算入となる。

### 【計算過程】 (単位：円)

#### 1. 賞与引当金

- (1) 前期賞与引当金認容  
150,000,000 (減算)
- (2) 賞与引当金繰入額否認  
155,000,000 (加算)
- (3) (1) + (2) = **5,000,000 (加算)**

#### 2. 貸倒引当金

- (1) 前期貸倒引当金認容  
8,000,000 (減算)
- (2) 貸倒引当金繰入額否認  
5,000,000 (加算)
- (3) (1) + (2) = **3,000,000 (減算)**

## 8. 有価証券の期末評価

### (1) 期末評価額

区 分		評 価 方 法
売買目的有価証券		時価法（銘柄ごとに、期末時価で評価する方法）（H社株式）
売 買 目 的 外 有 価 証 券	償還有価証券	償却原価法（C社社債） （帳簿価額と償還金額との差額のうち、各事業年度に配分すべき金額を加算し又は減算した金額で評価する方法）
	上 記 以 外	原価法（期末帳簿価額で評価する方法）

### (2) 償還有価証券（C社社債）

#### ① 調整前帳簿価額

償却原価法を適用する前の帳簿価額をいう。

#### ② 調整差益又は調整差損（取得事業年度）

##### i 実際の取得日による方法

$$\text{償還差損益} \times \frac{\text{取得日から期末までの日数}}{\text{取得日から期末までの日数} + \text{翌期首から償還日までの日数}}$$

（注）償還差損益 = 額面金額 - 調整前帳簿価額

##### ii 当期の日数 × $\frac{1}{2}$ による方法

$$\text{償還差損益} \times \frac{\text{当期の日数} \times 1/2}{\text{当期の日数} \times 1/2 + \text{翌期首から償還日までの日数}}$$

##### iii 有利選択

償還差益 …… 調整差益の金額が少なくなる方法を選択する  
 償還差損 …… 調整差損の金額が大きくなる方法を選択する

##### iv 月数計算の特例

上記の日数に代えて、月数により計算することもできる。なお、月数は暦に従って計算し、1月未満の端数は1月とする。本問では問題文の指示より、月数により計算する。

【計算過程】 (単位：円)

- |                                                                                             |
|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. H社株式<br>有価証券過大計上<br>$50,300,000 - 49,000,000 = 1,300,000$ (減算)                           |
| 2. C社社債<br>投資有価証券計上もれ<br>$(40,000,000 - 39,000,000) \times \frac{4}{4 + 36} = 100,000$ (加算) |

9. 役員給与

(1) 定期同額給与

専務取締役X及び常務取締役Yに支給した月々の報酬は、定期同額給与に該当するため、損金不算入額はない。

(2) 事前確定届出給与

常務取締役Yに支給した賞与のうち、平成27年6月29日に決議し事前確定給与の届出をした金額が同年12月4日に支払われておらず、その全ての支給が定めどおりに行われていないことから、平成28年6月10日の支給額は損金不算入となる。

【計算過程】 (単位：円)

- |                                              |
|----------------------------------------------|
| 1. (1) について<br>調整なし                          |
| 2. (2) について<br>役員給与の損金不算入額<br>2,500,000 (加算) |

## 10. 資産の廃棄

- (1) 過剰生産により売れ残ったことによる棚卸資産の評価損は、税務上損金不算入となる。
- (2) 使用を廃止し、今後通常の方法により事業の用に供する可能性がないと認められる固定資産は、たとえ当該資産につき解撤、破碎、廃棄等をしていない場合であっても、当該資産の帳簿価額からその処分見込価額を控除した金額を除却損として損金の額に算入することができる(いわゆる有姿除却)。なお、有姿除却に係る処分費用については、期末時点で見積額である場合その債務は確定していないため、当該処分費用は損金不算入となる。

### 【計算過程】 (単位：円)

1. 製品J
製品廃棄損否認
4,500,000 (加算)
2. 機械装置K
機械装置除却損否認
3,600,000 (加算)

**問 2** グループ法人税制

**1. 譲渡損益の繰延べ**

内国法人がその有する譲渡損益調整資産を、その内国法人との間に完全支配関係がある他の内国法人に譲渡した場合には、その譲渡損益調整資産に係る譲渡利益（損失）額に相当する金額は、その譲渡した事業年度の所得の金額の計算上、損金（益金）の額に算入する。

**2. 譲渡損益の実現**

譲渡損益調整資産の譲渡を受けた内国法人（譲受法人）において、以下に該当する場合には、その譲渡損益調整資産に係る譲渡利益（損失）額に相当する金額の全部又は一部は、譲渡をした内国法人（譲渡法人）の当該事業年度において益金（損金）の額に算入する。

- (1) 譲渡損益調整資産につき譲受法人において、譲渡、償却、評価換え、貸倒れ、除却、その他政令で定める事由が生じた場合
- (2) 当該内国法人と当該譲受法人との間に完全支配関係を有しないこととなった場合

減価償却資産の場合には次のいずれか有利な方法により戻入れを行う。本問では問題文の指示より、原則法により計算する。

① 原則法による減価償却に係る戻入額の計算

$$\begin{array}{l} \text{譲渡利益額} \\ \text{(利益額)} \end{array} \times \frac{\text{譲受法人において償却費として損金の額に算入された金額}}{\text{譲受法人における譲渡損益調整資産の取得価額}}$$

② 簡便法による減価償却に係る戻入額の計算

$$\begin{array}{l} \text{譲渡利益額} \\ \text{(利益額)} \end{array} \times \frac{\text{譲渡法人のその事業年度(注)の月数}}{\text{譲受法人が適用する耐用年数} \times 12}$$

(注) 譲渡の日の前日までの期間を除く。したがって、譲渡年度は譲渡の日から期末までの月数により計算する。なお、事業供用日ではない点に注意すること。

【計算過程】 (単位:円)

1. 平成29年3月期

(1) について

① 機械装置 (譲渡損益調整資産譲渡損の加算調整額)

20,000,000 (加算)

② 土地 (譲渡損益調整資産譲渡益の減算調整額)

140,000,000 (減算)

③ 合計

②-①=120,000,000 (減算)

(2) について

譲渡損益調整資産の加算調整戻入額

$$20,000,000 \times \frac{6,000,000}{30,000,000} = 4,000,000 \text{ (減算)}$$

2. 平成30年3月期

(3) について

譲渡損益調整資産の減算調整戻入額

140,000,000 (加算)

**問 3** 欠損金

1. 適用要件

- (1) 適用事由 …… 前9年以内に生じた欠損金額があること
- (2) 手 続 …… ① 欠損事業年度について青色申告書を提出していること  
② 欠損事業年度から繰越控除年度まで連続して確定申告書を提出していること

2. 損金算入額

- (1) 繰越欠損金額 …… ① 青色欠損金であれば、原因事実は問わない  
② 既に前期以前に控除対象となったもの及び欠損金の繰戻還付の計算の基礎となったものを除く
- (2) 限 度 額 …… 欠損金の損金算入前の所得金額 × 60%
- (3) 損 金 算 入 額 …… (1)と(2)のいずれか少ない方の金額 (差引計の下で減算)

(注) 期末資本金の額が1億円以下の法人等の場合

期末資本金の額が1億円以下の法人及び設立から7年以内の大法人の場合には上記(2)の限度額が「欠損金の損金算入前の所得金額 × 100%」となる。

【計算過程】 (単位: 円)

1. 繰越欠損金額  
 $9,000,000 - 5,000,000 + 8,000,000 = 12,000,000$
2. 限度額  
 $5,000,000 \times 100\% = 5,000,000$
3. 第7期における欠損金の控除額  
1. > 2. ∴ 5,000,000
4. 第8期に繰り越す欠損金額  
1. - 3. = 7,000,000



**問題 2** 所得税法

I. 乙の合計所得金額について

1. 雑所得

(1) 所得の金額（総合）

- |                             |
|-----------------------------|
| ① 公的年金等                     |
| i 収入金額                      |
| ii 公的年金等控除額                 |
| iii 公的年金等に係る雑所得の金額 = i - ii |
| ② 公的年金等以外                   |
| i 総収入金額                     |
| ii 必要経費                     |
| iii 公的年金等以外の雑所得の金額 = i - ii |
| ③ 雑所得の金額 = ① + ②            |

(2) 留意点

- ① 本問の公的年金等に係る雑所得の金額は [参考資料] の速算表により求める。
- ② 個人年金及び講演料（事業として行っていないもの）は、雑所得に該当する。

2. 合計所得金額

乙の平成28年中の収入金額等は上記雑所得のみであるため、当該雑所得の金額が乙の合計所得金額となる。

【計算過程】（単位：円）

- |                                                         |
|---------------------------------------------------------|
| 1. 公的年金等                                                |
| [参考資料] より、 $1,140,000 \times 100\% - 700,000 = 440,000$ |
| 2. 公的年金等以外                                              |
| (1) 総収入金額                                               |
| $1,300,000 + 150,000 = 1,450,000$                       |
| (2) 必要経費                                                |
| $1,250,000 + 280,000 = 1,530,000$                       |
| (3) 公的年金等以外の雑所得の金額                                      |
| $(1) - (2) = \triangle 80,000$                          |
| 3. 雑所得の金額（合計所得金額）                                       |
| $1. + 2. = 360,000$                                     |

## II. 甲の確定申告について

### 1. 各種所得の金額

#### (1) 給与所得

##### ① 所得の金額

i	収入金額
ii	給与所得控除額
iii	給与所得の金額 = i - ii

##### ② 留意点

本問では、手取額に対して、収入金額から控除された社会保険料、個人住民税及び源泉徴収税額を足し戻すことにより、収入金額を求める。源泉徴収税額は、[参考資料]の源泉徴収税額票における「扶養親族の数2人」の欄に示された4つの金額のいずれかとなる。そこで、4つの源泉徴収税額のうち、「手取額+個人住民税+源泉徴収税額」が「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」に示される範囲内となる金額を選び出し、給与所得の収入金額を算定する。

#### 【計算過程】 (単位：円)

給与所得の金額
1. 収入金額
$\{800,000 + (100,000 + 52,000 + 103,240(\text{※}))\} \times 7 \text{ヶ月} = 7,386,680$
※ $800,000 + (52,000 + 103,240) = 955,240$
→ その月の社会保険料等控除後の給与等の金額 953,000 ~ 956,000 の範囲内となる
∴ 源泉徴収税額 103,240
2. 給与所得控除額
$1,860,000 + (7,386,680 - 6,600,000) \times 10\% = 1,938,668$
3. 給与所得の金額
$1. - 2. = 5,448,012$

(2) 事業所得

① 所得の金額

i	総収入金額
ii	必要経費
iii	青色申告特別控除額
iv	事業所得の金額 = i - ii - iii

② 同一生計親族が事業から受ける対価

i 原則

同一生計親族に支払う対価の額は、その事業に係る所得の金額の計算上必要経費に算入しない。

ii 青色事業専従者給与

青色事業専従者に支払った給与のうち、労務の対価として相当であると認められる金額を、その給与の支給に係る年分のその事業に係る所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

【計算過程】 (単位：円)

事業所得の金額
1. 総収入金額
$3,052,860 + 347,140 = 3,400,000$
2. 必要経費
$950,000 + 150,000 \times 4 \text{ヶ月} = 1,550,000$
3. 青色申告特別控除額
$1. - 2. = 1,850,000 \geq 650,000 \therefore 650,000$
4. 事業所得の金額
$1. - 2. - 3. = 1,200,000$

(3) 配当所得及び譲渡所得

① 配当所得

i 所得の金額

イ	収入金額
ロ	負債の利子
ハ	配当所得の金額 = イ - ロ

## ii みなし配当

発行法人の自己株式の取得（発行法人への譲渡）により、株主が交付金銭等を取得した場合には、そのうち、資本金等の額を超える部分（利益積立金からなる金額）が配当とみなされる。

## iii 課税方法

### イ 原則

配当所得に該当するものは、原則として総合課税とされ、超過累進税率により所得税が課される。

### ロ 上場株式等の申告不要制度

上場株式等の配当等については、源泉徴収だけで課税関係が完結する申告不要制度を選択することができる。

本問では、上場株式の配当金につき申告不要とした場合は、15%の源泉徴収のみで完結するのに対し、総合課税とした場合には33%の税率が適用されると共に配当控除5%が適用されると考えられる。（解説の便宜上、復興特別所得税は無視している。）したがって、申告不要とした方が納税者の納税額が最も少なくなるといえる。

なお、本問では、答案用紙に課税総所得金額17,000,000円が与えられている。この点、「総合課税と申告不要いずれか有利な方を選択した結果、課税総所得金額は17,000,000円となる」のか、「いずれを選択しても課税総所得金額は17,000,000円となる」のか、不明である。本解答作成上は、前者の考え方に基づいている。

しかし、後者の考え方に基づくと、上場株式の配当金につき総合課税とした方が、算出税額から差し引かれる配当控除額や、配当金に係る源泉徴収税額のみだけ、甲の納税額が少なくなるとも考えられるため、総合課税とした場合の計算結果も正解となり得る。そこで、本解答作成上は、当該計算結果を別解として示している。

## ② 譲渡所得

### i 所得の金額（株式等）

#### イ 一般株式等

$$\text{総収入金額} - (\text{取得費} + \text{譲渡費用} + \text{負債の利子}) = \text{譲渡損益}$$

#### ロ 上場株式等

$$\text{総収入金額} - (\text{取得費} + \text{譲渡費用} + \text{負債の利子}) = \text{譲渡損益}$$

### ii 課税方法

株式等の譲渡は、分離課税とされる。

### iii 留意点

イ 公募公社債投資信託受益証券は、上場株式等に該当する。

ロ X社は非上場会社であるため、X社株式は一般株式等に該当する。なお、X社株式については、譲渡に伴い受領した金額15,000,000円からみなし配当12,500,000円を差し引いた2,500,000円を譲渡対価として、譲渡損益の計算を行う。

#### 【計算過程】 (単位：円)

##### 1. 配当所得の金額

###### (1) X社株式のみなし配当

###### ① 交付金銭等

15,000,000

###### ② 資本金等の額

$50,000 \times 50 \text{株} = 2,500,000$

###### ③ みなし配当

$\text{①} - \text{②} = 12,500,000$

###### (2) 上場株式の配当金

申告不要

###### (3) 合計

$(1) + (2) = 12,500,000$

##### 2. 上場株式等に係る譲渡所得の金額

###### (1) 上場株式の売却

$1,600,000 - 800,000 = 800,000$

###### (2) 公募公社債投資信託受益証券の売却

$1,250,000 - 1,450,000 = \Delta 200,000$

###### (3) 合計

$(1) + (2) = 600,000$

##### 3. 一般株式等に係る譲渡所得の金額

$(15,000,000 - \text{みなし配当} 12,500,000) - 3,000,000 = \Delta 500,000$

【計算過程(配当所得につき別解を採用した場合)】 (単位:円)

1. 配当所得の金額

(1) X社株式のみなし配当

① 交付金銭等  
15,000,000

② 資本金等の額  
 $50,000 \times 50 \text{株} = 2,500,000$

③ みなし配当  
 $① - ② = 12,500,000$

(2) 上場株式の配当金  
30,000

(3) 合計  
 $(1) + (2) = 12,530,000$

(4) 一時所得

① 所得の金額

i 総収入金額  
ii 支出した金額  
iii 特別控除額 (50万円まで)  
iv 一時所得の金額 = i - ii - iii

② 留意点

生命保険契約の解約返戻金は、一時所得に該当する。

【計算過程】 (単位:円)

一時所得の金額

1. 総収入金額  
8,150,000

2. 支出した金額  
6,150,000

3. 特別控除額  
 $1. - 2. = 2,000,000 \geq 500,000 \therefore 500,000$

4. 一時所得の金額  
 $1. - 2. - 3. = 1,500,000$

## 2. 所得控除

### (1) 寄附金控除

#### ① 適用要件

居住者が、各年において、特定寄附金を支出した場合

#### ② 寄附金控除額

特定寄附金の額  
課税標準の合計額 × 40% } いずれか低い金額 - 2,000円

#### ③ 留意点

本問においては、答案用紙に与えられた課税総所得金額から、「課税標準の合計額×40%」より「特定寄附金の額」の方が低い金額であることは明らかであるため、寄附金控除額の計算のために課税標準の合計額を算定する必要はない。

### (2) 扶養控除

#### ① 適用要件

居住者が控除対象扶養親族を有する場合

(注1) 控除対象扶養親族とは、扶養親族のうち、その年の12月31日現在の年齢が16歳以上の者をいう。

(注2) 扶養親族の意義は以下のとおりである。

居住者と生計を一にする次に掲げる者のうち、合計所得金額が38万円以下である者をいう。なお、青色事業専従者で給与の支払いを受けるもの及び事業専従者に該当するものを除く。

- i 配偶者以外の親族
- ii 児童福祉法の規定により里親に委託された児童（里子）
- iii 養護受託者に委託された老人（養護受託老人）

乙は合計所得金額が38万円を超えないため、扶養親族に該当する。また、甲は、丙につき「青色事業専従者給与に関する届出書」を提出しているが、平成28年中に給与の支払いを受けていないため、丙は扶養親族に該当する。

#### ② 扶養控除額

i 原則（一般の控除対象扶養親族） …… 38万円  
ii 老人扶養親族 …… 48万円  
iii 同居老親等 …… 58万円  
iv 特定扶養親族 …… 63万円

【計算過程】 (単位: 円)

1. 寄附金控除  
 $(30,000 + 20,000) - 2,000 = 48,000$
2. 扶養控除  
 $380,000 \times 2 \text{人} = 760,000$

3. 課税所得金額

本問の「一般株式等に係る譲渡所得の金額」は負の値となるが、課税標準の計算の段階でゼロとなる。そのため、「一般株式等に係る課税譲渡所得の金額」はゼロとなる。

【計算過程】 (単位: 円)

1. 上場株式等に係る課税譲渡所得の金額  
600,000
2. 一般株式等に係る課税譲渡所得の金額  
0
3. 合計  
1. + 2. = 600,000

4. 税額計算

本問では [参考資料] により求める。

【計算過程】 (単位: 円)

1. 課税総所得金額に対する所得税額  
 $1,950,000 \times 5\% + (3,300,000 - 1,950,000) \times 10\% + (6,950,000 - 3,300,000) \times 20\%$   
 $+ (9,000,000 - 6,950,000) \times 23\% + (17,000,000 - 9,000,000) \times 33\% = 4,074,000$
2. 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額に対する税額  
 $600,000 \times 15\% = 90,000$
3. 一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額に対する税額  
 $0 \times 15\% = 0$
4. 2. と 3. の合計  
 $90,000 + 0 = 90,000$



## 5. 税額控除（配当控除）

(1) 配当控除の対象となるのは、総合課税を選択した配当所得である。なお、みなし配当は、利益の配当又は剰余金の分配とみなされるため、配当控除の対象となる。

### (2) 配当控除額

#### ① 剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配及び特定株式投資信託の収益の分配

その配当所得の金額の10%（課税総所得金額等から下記②及び③の配当所得の金額を控除した金額が1,000万円を超えるときは、その超える部分については5%）相当額

#### ② 特定株式投資信託以外の証券投資信託（外貨建等証券投資信託を除く）の収益の分配

その配当所得の金額の5%（課税総所得金額等から下記③の配当所得の金額を控除した金額が1,000万円を超えるときは、その超える部分については2.5%）相当額

#### ③ 一般外貨建等証券投資信託の収益の分配

その配当所得の金額の2.5%（課税総所得金額等が1,000万円を超えるときは、その超える部分については1.25%）相当額

(注) 課税総所得金額等は下記のように計算される。つまり、課税山林所得金額及び課税退職所得金額以外の課税所得金額の合計額をいう。

課税総所得金額 + 課税短期譲渡所得金額 + 課税長期譲渡所得金額  
+ 一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額 + 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額  
+ 先物取引に係る課税雑所得等の金額 + 上場株式等に係る課税配当所得等の金額

【計算過程】 (単位: 円)

配当控除額

1. 課税総所得金額等

$$17,000,000 + 600,000 = 17,600,000 > 10,000,000$$

∴ 総合課税の配当所得12,500,000 → 10,000,000を超える分は5%, 残りが10%

2. 配当控除額

$$(17,600,000 - 10,000,000) \times 5\% + \{12,500,000 - (17,600,000 - 10,000,000)\} \times 10\%$$

$$= 870,000$$

【計算過程(配当所得につき別解を採用した場合)】 (単位: 円)

配当控除額

1. 課税総所得金額等

$$17,000,000 + 600,000 = 17,600,000 > 10,000,000$$

∴ 総合課税の配当所得12,530,000 → 10,000,000を超える分は5%, 残りが10%

2. 配当控除額

$$(17,600,000 - 10,000,000) \times 5\% + \{12,530,000 - (17,600,000 - 10,000,000)\} \times 10\%$$

$$= 873,000$$

**問題 3** 消費税法

**問 1**

I. 課税標準額に対する消費税額

1. 課税標準額の計算は以下のようになる。

$$\text{国内課税売上高の合計額（税込）} \times \frac{100}{108} = \times \times \times \rightarrow \text{課税標準額（千円未満切捨）}$$

2. 課税標準額に対する消費税額の計算は以下のようになる。

$$\text{課税標準額} \times \text{税率（6.3\%）} = \text{課税標準額に対する消費税額}$$

3. 留意点

- (1) 売上高のうち、輸出売上高は免税売上げに該当する。
- (2) 雑収入は、課税売上げに該当する。
- (3) 受取利息は、非課税売上げに該当するが、**非居住者への貸付金に係る受取利息は、非課税資産の輸出売上げに該当する。**
- (4) 受取配当金及び為替差益は、不課税売上げに該当する。
- (5) 賃貸不動産収入は、社宅に係る賃貸料（住宅の貸付け）であるため非課税売上げに該当する。
- (6) 社宅マンションのうち、土地に係る部分の譲渡は、非課税売上げに該当する。
- (7) 社宅マンションのうち、建物に係る部分の譲渡は、課税売上げに該当する。

## II. 控除対象仕入税額

### 1. 判定

- |                                    |
|------------------------------------|
| (1) 課税売上割合 $\geq$ 95% …… 仕入税額は全額控除 |
| (2) 課税売上割合 $<$ 95% …… 仕入税額は按分計算が必要 |

(注) (1) については、その課税期間の課税売上高が5億円（その課税期間が1年に満たない場合には年換算）以下の事業者に限り適用する。本問では、課税売上割合が95%以上であるが、課税売上高が5億円超であることから仕入税額は按分計算が必要となる。

### 2. 課税売上割合（非課税資産の輸出がある場合）

#### (1) 非課税資産の輸出の具体例

- ① 非課税資産（身体障害者用物品など）の輸出
- ② 国外の者に対する貸付金等に係る受取利息（非居住者への貸付金に係る受取利息）
- ③ 国外の金融機関への預金等に係る受取利息

(2) 非課税資産の輸出売上高がある場合の課税売上割合の計算は以下のようになる。

$\text{課税売上割合} = \frac{\text{課税売上高} + \text{非課税資産の輸出売上高}}{\text{課税売上高} + \text{非課税売上高}}$
------------------------------------------------------------------------------------------

#### (注1) 課税売上高

- |                                                                                           |
|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 総課税売上高（税抜）                                                                              |
| $\text{国内課税売上高（税込）} \times \frac{100}{108} + \text{免税売上高}$                                |
| ② 課税売上返還等（税抜）                                                                             |
| $\text{課税売上の返還等（税込）} - \text{国内課税売上の返還等（税込）} \times \frac{6.3}{108} \times \frac{80}{63}$ |
| ③ 純課税売上高（税抜）                                                                              |
| ① - ②                                                                                     |

#### (注2) 非課税売上高

$\text{株式・公社債等・金銭債権（売掛金等を除く）の譲渡対価} \times 5\%$
$+ \text{その他の非課税売上高}$

### 3. 個別対応方式による控除対象仕入税額

$$\begin{aligned} (1) & \text{ A対応の課税仕入れ等の税額の合計額} - \text{ A対応の仕入れに係る対価の返還等に係る消費税額} \\ (2) & \left[ \begin{array}{cc} \text{C対応の課税仕入れ} & \text{課税売} \\ \text{等の税額の合計額} & \text{上割合} \end{array} \right] \times - \left[ \begin{array}{cc} \text{C対応の仕入れに係る対価} & \text{課税売} \\ \text{の返還等に係る消費税額} & \text{上割合} \end{array} \right] \times \\ (3) & (1) + (2) = \text{控除対象仕入税額} \end{aligned}$$

A対応：課税資産の譲渡等によりのみ要するもの

B対応：その他の資産の譲渡等によりのみ要するもの

C対応：課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの

(注) 課税仕入れ等の税額の合計額

$$\text{国内課税仕入れの合計額} \times \frac{6.3}{108} + \text{引取りに係る消費税額}$$

### 4. 留意点

- (1) 免税事業者を支払われた英会話のレッスン代は、営業部門の費用であることから、問題文の指示により、課税資産の譲渡等によりのみ要する課税仕入れに該当する。また、その他の教育訓練費は、管理部門の費用であることから、問題文の指示により、課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要する課税仕入れに該当する。
- (2) 支払利息は、課税仕入れに該当しない。
- (3) 賃貸不動産原価のうち、減価償却費及び租税公課は課税仕入れに該当しない。その他費用は、その他の資産の譲渡等によりのみ要する課税仕入れに該当する。
- (4) 株式交付費は、課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要する課税仕入れに該当する。
- (5) 社宅マンションの譲渡費用は、土地部分と建物部分に合理的に区分できないことから課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要する課税仕入れに該当する。
- (6) 当期材料仕入高（輸出製品の製造に使用されるものも含む）は、課税資産の譲渡等によりのみ要する課税仕入れに該当する。
- (7) 労務費のうち、G社に支払った給与負担金は課税仕入れに該当しない。労働派遣法に基づき支払われた派遣料は、製造部門の費用であることから、問題文の指示により、課税資産の譲渡等によりのみ要する課税仕入れに該当する。
- (8) 当期に購入した機械は、製造部門における購入であることから、問題文の指示により、課税資産の譲渡等によりのみ要する課税仕入れに該当する。なお、当該機械に係る償却費及び既存の設備等の償却費は、課税仕入れに該当しない。

### Ⅲ. 貸倒れに係る消費税額

1. 事業者が、国内において行った課税売上げ（免税売上げを除く）について、その売掛金等の債権につき、貸倒れが生じた場合には、その貸倒れとなった日の属する課税期間の「課税標準額に対する消費税額」から、その「貸倒れに係る消費税額の合計額」を控除する。なお、本問では、当期に販売した商品代に係る売掛金の貸倒れ及び金銭準消費貸借契約により売掛金から振り替えた貸付金の貸倒れが該当する。
2. 貸倒れに係る消費税額は、以下のように計算される。

$$\text{貸倒れの金額} \times \frac{6.3}{108} = \text{貸倒れに係る消費税額}$$

### Ⅳ. 中間納付税額

1. 課税期間の中途において、事業規模（前年の納付税額）に応じて、中間納付義務を負わせている。すなわち、消費税の中間申告回数は、直前の課税期間の確定消費税額を基準として規定されている。
2. 中間申告回数及び税額

(1) 直前の課税期間の年税額が 4,800万円超の場合

① 判定

$$\text{直前の課税期間の確定消費税額} \times \frac{1}{\text{直前の課税期間の月数}} = \text{㉑} > 4,000,000\text{円} \quad \therefore \text{適用あり}$$

② 中間納付税額

$$\text{㉑} (\text{百円未満切捨}) \times 11\text{回} = \times \times \times$$

(2) 直前の課税期間の年税額が 400万円超 4,800万円以下の場合

① 判定

$$\text{直前の課税期間の確定消費税額} \times \frac{3}{\text{直前の課税期間の月数}} = \text{㉒} > 1,000,000\text{円} \quad \therefore \text{適用あり}$$

② 中間納付税額

$$\text{㉒} (\text{百円未満切捨}) \times 3\text{回} = \times \times \times$$

(3) 直前の課税期間の年税額が48万円超 400万円以下の場合

① 判定

$$\text{直前の課税期間の} \times \frac{6}{\text{直前の課税期間の月数}} = \text{㉞} > 240,000\text{円} \quad \therefore \text{適用あり}$$

② 中間納付税額

㉞ (百円未満切捨) (1回)

## V. 納付税額

1. 差引税額の計算は以下のように行う。

- (1) 「課税標準額に対する消費税額」に「控除過大調整税額」を加え、「控除税額小計」を差し引く。
- (2) 百円未満の端数を切り捨てる。

(注) 控除税額小計は以下のように計算される。

$$\text{控除税額小計} = \text{控除対象仕入税額} + \text{売上げに係る対価の返還等に係る消費税額} \\ + \text{貸倒れに係る消費税額}$$

2. 納付税額の計算は以下のように行う。

中間納付として納付税額を一部前払いしている場合には、「差引税額」から「中間納付消費税額」を差し引いて「納付税額」を計算する。

【計算過程】 (単位:円)

1. 課税標準額及び課税標準額に対する消費税額

(1) 課税標準額 (千円未満切捨)

$$(2,524,230,000 + 270,000 + 24,300,000) \times \frac{100}{108} = 2,360,000,000$$

(2) 課税標準額に対する消費税額

$$2,360,000,000 \times 6.3\% = 148,680,000$$

2. 課税売上割合

(1) 課税売上高

$$2,360,000,000$$

(2) 免税売上高

$$735,500,000$$

(3) 非課税資産の輸出等の金額

$$500,000$$

(4) 非課税売上高

$$(1,720,000 - 500,000) + 280,000 + 25,500,000 = 27,000,000$$

(5) 課税売上割合

$$\frac{(1) + (2) + (3)}{(1) + (2) + (3) + (4)} = \frac{3,096,000,000}{3,123,000,000} = 0.991354\cdots$$

(6) 按分計算の要否の判定

① 課税売上割合

$$0.991354\cdots \geq 95\%$$

② 課税売上高

$$(1) + (2) = 3,095,500,000 \geq 500,000,000$$

∴ 仕入税額は按分計算が必要

※ 以後、問題文の指示より、課税売上割合を98%として計算をする

3. 控除対象仕入税額

(1) 区分経理及び税額

① 課税資産の譲渡等によりのみ要するもの

$$1,212,840,000 + 864,000 + 138,078,000 + 448,200,000 + 4,860,000 \\ + 17,280,000 + 3,240,000 + 253,260,000 = 2,078,622,000$$

$$2,078,622,000 \times \frac{6.3}{108} = 121,252,950$$



【計算過程・続き】 (単位：円)

- ② その他の資産の譲渡等によりのみ要するもの

$$21,600 \times \frac{6.3}{108} = 1,260$$

- ③ 課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの

$$2,376,000 + 213,526,800 + 313,200 + 1,566,000 = 217,782,000$$

$$217,782,000 \times \frac{6.3}{108} = 12,703,950$$

- (2) 個別対応方式

$$121,252,950 + 12,703,950 \times 98\% = 133,702,821$$

- (3) 控除対象仕入税額

$$133,702,821$$

4. 貸倒れに係る消費税額

$$(2,700,000 + 5,400,000) \times \frac{6.3}{108} = 472,500$$

5. 納付すべき消費税額 (百円未満切捨)

- (1) 差引税額

$$148,680,000 - (133,702,821 + 472,500) = 14,504,679 \rightarrow 14,504,600$$

- (2) 中間納付税額

- ① 一月中間申告

$$12,600,000 \times \frac{1}{12} = 1,050,000 \leq 4,000,000 \quad \therefore \text{適用なし}$$

- ② 三月中間申告

$$12,600,000 \times \frac{3}{12} = 3,150,000 > 1,000,000 \quad \therefore \text{適用あり}$$

$$3,150,000 (\text{百円未満切捨}) \times 3 \text{回} = 9,450,000$$

- ③ 六月中間申告

適用なし

- (3) 納付税額

$$14,504,600 - 9,450,000 = 5,054,600$$

**問 2** 調整対象固定資産の転用があった場合の消費税額の調整

1. 調整調整対象固定資産の判定

$$\text{調整対象固定資産の支払対価} \times \frac{100}{108} \geq 100\text{万円} \rightarrow \text{調整対象固定資産に該当}$$

2. 非課税業務用から課税業務用に転用した場合

(1) 要件

次の要件に該当する場合、その転用までの期間に応じた「調整税額」を、その転用した日の属する課税期間の「仕入れに係る消費税額」に加算する。

- ① 課税事業者が、国内において調整対象固定資産の課税仕入れ又は調整対象固定資産に該当する課税貨物の引取りを行っていたこと。
- ② その仕入れ等の課税期間において「調整対象固定資産の税額」につき、「個別対応方式」により「その他の資産の譲渡等にものみ要するもの（B対応）」として仕入れに係る消費税額がないこととしていたこと。
- ③ その調整対象固定資産を仕入れ等の日から3年以内に「課税資産の譲渡等にものみ要するもの（A対応）」に転用していること。

(2) 調整税額及び控除対象仕入税額の計算

- ① 調整対象税額  
調整対象固定資産の支払対価  $\times \frac{6.3}{108}$
- ② 調整税額
  - i 仕入れ等の日から1年以内の転用の場合  
…… 調整対象税額の全額
  - ii 仕入れ等の日から1年を超え、2年以内の転用の場合  
…… 調整対象税額  $\times \frac{2}{3}$
  - iii 仕入れ等の日から2年を超え、3年以内の転用の場合  
…… 調整対象税額  $\times \frac{1}{3}$
- ③ 控除対象仕入税額  
本来の控除対象仕入税額 + ②調整税額

(注) 「本来の控除対象仕入税額」に「調整税額」を加算するため、納付税額は調整税額分だけ少なくなる。

### 3. 課税業務用から非課税業務用に転用した場合

#### (1) 要件

次の要件に該当する場合、その転用までの期間に応じた「調整税額」を、その転用した日の属する課税期間の「仕入れに係る消費税額」から控除する。

- ① 課税事業者が、国内において調整対象固定資産の課税仕入れ又は調整対象固定資産に該当する課税貨物の引取りを行っていたこと。
- ② その仕入れ等の課税期間において「調整対象固定資産の税額」につき、「個別対応方式」により「課税資産の譲渡等にものみ要するもの（A対応）」として税額控除を行っていたこと。
- ③ その調整対象固定資産を仕入れ等の日から3年以内に「その他の資産の譲渡等にものみ要するもの（B対応）」に転用していること。

#### (2) 調整税額及び控除対象仕入税額の計算

- ① 調整対象税額  
調整対象固定資産の支払対価  $\times \frac{6.3}{108}$
- ② 調整税額
  - i 仕入れ等の日から1年以内の転用の場合  
…… 調整対象税額の全額
  - ii 仕入れ等の日から1年を超え、2年以内の転用の場合  
…… 調整対象税額  $\times \frac{2}{3}$
  - iii 仕入れ等の日から2年を超え、3年以内の転用の場合  
…… 調整対象税額  $\times \frac{1}{3}$
- ③ 控除対象仕入税額  
本来の控除対象仕入税額 - ②調整税額

(注) 「本来の控除対象仕入税額」に「調整税額」を控除するため、納付税額は調整税額分だけ多くなる。

### 4. 「転用による調整規定」の適用を受ける転用

「転用による調整規定」の適用を受ける転用は、課税業務用から非課税業務用への転用と非課税業務用から課税業務用への転用のみである。したがって、本問における自動車の転用は、当該規定の対象とならない。

【計算過程】 (単位: 円)

調整対象固定資産の転用があった場合の消費税額の調整

1. 平成26年中に取得した資産

(1) 調整対象固定資産の判定

① マンションの建物部分

$$22,680,000 \times \frac{100}{108} = 21,000,000 \geq 1,000,000 \quad \therefore \text{調整対象固定資産に該当する}$$

② 複写機

$$594,000 \times \frac{100}{108} = 550,000 < 1,000,000 \quad \therefore \text{調整対象固定資産に該当しない}$$

(2) 調整対象税額

$$22,680,000 \times \frac{6.3}{108} = 1,323,000$$

(3) 調整税額 (仕入れ等の日から2年を超え、3年以内の転用)

$$1,323,000 \times \frac{1}{3} = 441,000$$

2. 平成27年中に取得した資産

(1) 調整対象固定資産の判定 (電子計算機 (サーバー))

$$2,430,000 \times \frac{100}{108} = 2,250,000 \geq 1,000,000 \quad \therefore \text{調整対象固定資産に該当する}$$

(2) 調整対象税額

$$2,430,000 \times \frac{6.3}{108} = 141,750$$

(3) 調整税額 (仕入れ等の日から1年を超え、2年以内の転用)

$$141,750 \times \frac{2}{3} = 94,500 \quad \therefore \Delta 94,500$$